

議長（上野正蔵） 発議第一号に対する討論を行います。
反対討論、八番、今博議員の登壇を許可いたします。

八番（今 博）

今定例会に提案されました議員発議の青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例案に対する反対討論を行います。

私は、地方分権を推進していく中で、そのために、地方議会の機能強化、中でも政策提言機能の強化、確立を図ることは重要なことと認識しております。このことは全国都道府県議長会でも取り上げ、その報告書の中で、地方自治法は議会の議決事項を十五項目に限定し、そのほかは条例で規定することにより追加できることとしている（第九十六条）、これらの議決事項は、地方自治法の制定以来五十年の間に若干の変更はあったが、その間社会経済情勢は大きく変貌しており、地方自治法第九十六条第二項を積極的に活用するほか、さらに議決事項を追加する等、地方議会の権限を強化する必要があると考えている、例えば、都道府県における長期計画の策定、国際交流、災害協定、憲章や宣言等の事件を議会の議決事項に加えるべきである、と指摘しております。

このことから全国都道府県議長会は、現行地方自治法のもとでの二元代表制における知事と対等の議会権限の位置づけについて地方自治法の改正を国に求めてきましたが、多少の進展はあったものの、議決事件の拡大に関する法改正は行われること泣く今日に及んでおります。

私は、議会と知事が対等の関係となった、真の意味で県民の視点に立った透明性の高い行政、県民のための地方主権を確立するための早期制度改正を待ち望んでおります。

このよつなことから私は、今回提案されました条例案の基本的な主義や心情は理解できるものでありますが、一方で、現行制度のもと、知事が執行権を

行使することに努力されるのは至極当然なことと受けとめております。

ところが、今回の条例案は、知事の執行権を議会が拘束するばかりでなく、選挙時の有権者の意思をも拘束してしまうことになるのではとの危惧が生じてきます。果たしてこれで議会と知事は対等の関係にあると言えるのかどうか、甚だ疑問であります。また、計画段階での議会の意見の取り上げ方等といった問題がいろいろあるような気がいたします。まさに現時点での基本計画条例制定は時期尚早といわざるを得ません。幾ら立派な基本計画でも、施行の段階で欠陥が露呈しては、自立した議会とは言えず、県民に利益を供することもできません。

この基本計画条例案は、今定例会に入った六月九日に自民党から御説明がありました。私としては、当該条例案は二十一世紀の青森県議会のあるべき姿を論ずる最重要案件であるだけに、より慎重な調査研究をするほか、必要に応じて専門家の意見を徴する必要があるものと判断いたしております。よつて、今定例会での基本計画条例案には反対いたします。

以上であります。